

# 安全協力会費について

2024年4月1日  
大日本土木 安全協力会

各 位

貴社へのお支払いに際し、次の計算で安全協力会費を差引きさせていただきます。  
安全協力会費は、労働災害防止活動および労働災害総合保険料として使わせていただきます。

安全協力会費は、定率(月)会費として 請求書の金額から、次の割合で差引します。

摘要	会費負担率
鳶・土工・大工・鉄筋工・左官・解体工・ 鉄骨鍛冶工・研り等の労務を主体とする会 社及び、重機専門会社	0.6/1000
上記以外の工事請負会社	0.4/1000
材料納入会社等	0.1/1000

100円未満は、100円に切上げします。

## 安全協力会費改訂のお知らせ（2024年4月1日）

2024年3月25日  
大日本土木安全協力会 本部

2023年度（48回）定時総会において、安全協力会の会費徴収に関する改訂が決定しましたのでお知らせします。

会費の改訂は、2024年4月1日施行となります。

### 改訂内容

#### 1. 定額会費の廃止

会費は取引高に応じて徴収する定率会費と、一律に徴収する定額会費があるが、2024年度からは定額会費を廃止し、定率会費のみとする。

年度の最初の支払時に、一律に徴収していた定額会費（年額 6,000円）を廃止する。（尚、これまでも月の取引高が別に定める下限額未満の場合は定額会費を徴収していない。）

#### 2. 定率会費の上限金額は廃止する

年間定率会費には上限金額を設けていたが、2024年度からは上限を廃止し取引高に応じて徴収する。

#### 3. 定率会費の徴収方法は変更無し

定率会費は会員の取引高（会社の毎月の支払金額）に以下の比率を乗じて算定し、毎月会社が支払うとき徴収する。100円未満は100円に切り上げて徴収する。

##### 【会費徴収率】

第1種	0.6 / 1,000
第2種	0.4 / 1,000
第3種	0.1 / 1,000

第1種：労務を主とする者及び建設用重機専門業者

（労務を主とする者とは、鳶・土工・大工・鉄筋工・左官・解体工・鉄骨鍛冶工・研り工等をいう）

第2種：第1種以外の工事請負業者

第3種：材料納入業者等

以上、よろしく申し上げます。

### 第3章 会員及び会費

#### （会 員）

第9条 会員は、会社と直接契約して工事に従事する協力会社並びに材料納入業者等とする。

- 2 会員は、会費（第10条）を支払わなければならない。
- 3 会員は、保険金受給資格を得られる。ただし、保険金の額は、別途定める損害保険業務（規約第7条第3項）に示す範囲内とする。
- 4 会員は、本会が実施する事業（職長教育、職長会など）に従業員を参加させることができる。
- 5 会員は、本規約から生ずる権利及び義務を第三者に譲渡することはできない。

#### （会 費）

第10条 本会は、会を維持し事業を遂行するため会費を徴収する。会費の徴収方法は次のとおり定める。

(1) 会員の職種に応ずる区分は次の3種とする。

但し、その区分が2種にまたがる等により明らかでない場合は、過去の実績等により支部理事会で決定する。

第1種：労務を主とする者及び建設用重機専門業者

（労務を主とする者とは、鳶・土工・大工・鉄筋工・左官・解体工・鉄骨鍛冶工・斫り工等をいう）

第2種：第1種以外の工事請負業者

第3種：材料納入業者等

(2) 会費は会員の取引高（会社の毎月の支払金額）に以下の比率を乗じて算定し、毎月会社が支払うとき徴収する。100円未満は100円に切り上げて徴収する。

#### 【会費徴収率】

第1種 0.6 / 1,000

第2種 0.4 / 1,000

第3種 0.1 / 1,000

2 会社の工事に従事する協力会社であって、会員となることを辞退する場合は、政府労災保険以外から損害補償（保険金等）が受けられ、労災事故が発生しても本会（会社）に対し、補償請求を一切行わないことを明確にした上で（その手続きは、細則で定める）、会費を徴収しないことができる。

3 本条1項及び2項により本会に納めた会費は、如何なる理由による場合も一切返納しない。